

資料10 - 7 届出を要する開発行為に係る緑地の確保に関する基準

(単位：%以上)

行為区分 地域区分	宅地造成 (5 haを超えるもの)					宅地造成 1 ~ 5 ha	ゴルフ場	屋外運動競技施設 屋外娯楽施設	墓地	鉱物掘採・土石採取	土地開墾	水面埋立て・干拓
	形態	現況	都市計画法に基づくもの	環境保全のための上乗せ基準	合計							
市街化区域及び用途地域の設定区域	宅地造成	農地等	3.0	3.0	6.0	3.0	50.0	20.0	宅地造成の例による	行為後の植栽可能地は全て緑地化	可能な限り緑地を確保する	造成後の行為区分による
		山林	3.0	5.0	8.0							
その他の区域	宅地造成	農地等	3.0	4.0	7.0							
		山林	3.0	6.0	9.0							
	別荘地造成	山林	3.0	8.0	11.0							
自然公園区域	宅地造成	農地等	3.0	5.0	8.0							
		山林	3.0	8.0	11.0							
	別荘地造成	山林	3.0	11.0	14.0							

- 注) 1) 宅地造成の緑地には、公園及び広場を含みます。
 2) ゴルフ場の芝生地は、緑地とみなしません。